

長崎短期大学と佐賀女子短期大学との 包括的連携に関する協定書

長崎短期大学と佐賀女子短期大学（以下「両短期大学」という。）は、相互の連携協定に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両短期大学が、教育・研究及び地域貢献活動全般における交流及び連携を推進し、相互の教育・研究の一層の進展をもって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両短期大学は、上記の目的を達成するため、相互に建学の精神・理念及び自主性・自立性を尊重し、次の事項について連携・協力を行う。

- (1) 教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 地域社会の発展に関する事項
- (4) 学内施設・設備の共同利用に関する事項
- (5) FD・SDの共同実施に関する事項
- (6) 学生及び教職員の交流に関する事項
- (7) その他、両短大が必要と認める事項

（連携推進委員会）

第3条 両短期大学は連携・協力に関する事項を円滑に推進するため、連携推進委員会を置く。

2 当委員会の構成及び運営に関する事項は、両短期大学で協議の上決定する。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から効力を発するものとし、いずれかの短期大学から相手方へ連携・協力の終了を申し入れない限り、その効力は継続するものとする。

（その他）

第5条 この協定の具体的な事項の実施及び本協定書に定めのない事項については、両短期大学の協議によるものとする。

2 この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、各々1通を保有する。

平成29年 8月 30日

長崎短期大学学長

安部 恵美子

佐賀女子短期大学

菊里 悦史